

みなさまへ

1. 当薬局は、どこの医療機関の処方箋でも調剤いたします。
2. 当薬局では、現在、約1200品目の医薬品を揃えております。在庫していない医薬品が処方されている場合は、至急手配して調剤いたしますが、時間がかかることをご了承ください。お急ぎの場合は、他の薬局をご紹介いたします。
3. 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法などの各種公費負担医療のほか、労災保険に係る処方箋も調剤いたします。
4. 当薬局では、患者さんの体質やお薬の服用状況を記録した薬剤服用歴を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無などを確認させていただいております。いろいろご質問させていただきますが、薬を安全有効にお使いいただくために必要ですので、ご協力ください。
5. 当薬局では、処方されたお薬が重複していないか、飲み合わせの悪いものがないかなどをチェックしております。場合によっては、処方された医師と相談の上、処方を変更することがありますので、ご了承ください。
6. 当薬局では、お薬の使い方や注意しなければならないことなどを、十分にご説明いたします。お薬について分からないことがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。
7. 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
8. 当薬局では、薬剤服用歴等に基づき、必要な薬学的分析を行った上で調剤します。
9. 当薬局では、お薬の効能や注意しなければならないことなどを、文書にして提供しています。また、必要に応じて、服薬に係る手技指導も行います。
10. 当薬局では、処方内容や必要事項をお薬手帳に記載させていただいておりますので、ご提示ください。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出によりお作りいたします。
- 11-1. 当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、患者さんの了解のもとに、患者さんがお薬をお使いになっている状況などについて、患者さんもしくはご家族、医師へ情報を提供させていただくことがあります。
- 11-2. 当薬局では、お使いのお薬に関する重要な情報を新たに入手した場合に、患者さんへお知らせする取り組みを行っております。
- 11-3. 当薬局では、入院を予定している医療機関からの求めに応じて、必要な聞き取り等を行い、当該の医療機関へ情報提供する取組を行います。
12. 当薬局は、厚生労働大臣が定める調剤基本料1を算定する薬局です。
13. 当薬局は、厚生労働大臣が定める地域支援・医薬品供給体制加算3を算定する薬局で、健康相談をお受けするとともに、休日や夜間でも処方箋により調剤いたします。
14. 当薬局は後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品の調剤を積極的に行っております。
- 15-1. 当薬局は、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出をしており、通院が困難な方で医師の指示がある場合は、お宅を訪問して、お薬の管理や使い方の説明をいたします。
- 15-2. 当薬局は、厚生労働大臣が定める在宅薬学総合体制加算1を算定する薬局で、在宅医療に必要な実績及び体制を整備しています。
16. 当薬局は、厚生労働大臣が定める服薬管理指導料の注1(かかりつけ薬剤師による業務)を算定する薬局で、患者さんの同意を受けた薬剤師により薬学的管理を実施いたします。
17. 当薬局は、麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。医療用麻薬持続注射療法や中心静脈栄養法などを行われている在宅患者様に対して、療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。
18. 薬局は、厚生労働大臣が定める連携強化加算を算定する薬局で、災害や新興感染症発生時において、関係機関と連携し、医薬品の供給や衛生管理に係る対応を行います。
19. 薬局は、厚生労働大臣が定める電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する薬局で、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、また、オンライン資格確認等システムを通じた診療情報、薬剤情報等の活用、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用などにより、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
20. 厚生労働省では、創薬力強化に向けて、革新的な医薬品の開発強化等を推進するため、長期収載品(先発医薬品)の処方等又は調剤に関し、当該の医薬品が患者さんの自己の選択に係る場合について、その費用を実費にてご負担いただく仕組み(選定療養費制度)を導入することとしています(令和6年10月1日施行)。そうした状況を踏まえて、医師の指示あるいは医薬品の供給に滞りが生じている場合を除き、当薬局では後発医薬品およびバイオ後続品の調剤に努めていますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。また、開局時間外の調剤に関しても選定療養費として実費負担をいただく場合がございます(令和8年6月1日施行)。